

個人情報保護法における利用目的による制限（第18条）・適正な取得（第20条）・第三者提供の制限（第27条）の例外規定と、高齢者虐待および高齢者虐待に準ずる対応における解釈例

1. 法令に基づく場合

→（例）高齢者虐待防止法に基づく高齢者虐待の通報（第7条、21条）・事実確認（第9条第1項）・立入調査（第11条）において必要な調査又は質問を行う場合等

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時

→（例）虐待やセルフ・ネグレクト等により本人の生命等を保護するため対応が必要であるが、本人が意識不明又は認知症により同意の確認が困難な場合等

3. 略

4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者^{*1}が法令の定める事務^{*2}を遂行することに協力する必要がある^{*3}場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

→（例）高齢者虐待防止法、老人福祉法及び介護保険法に基づき、区市町村と地域包括支援センター、および各関係機関がネットワークを組んで対応する場合

^{*1}地域包括支援センター等 ^{*2}高齢者虐待防止法第9条第1項及び介護保険法第115条の4第5第2項第2号（権利擁護業務）、老人福祉法第5条の4第2項（実情把握、情報提供・調査等）

^{*3}高齢者虐待防止法第5条第2項保健医療福祉関係者の協力義務

以下、各号略

出典）厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成30年.3, p41-43、東京都福祉保健局「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために-東京都高齢者虐待対応マニュアル」平成18年.3, p61を参考に（公財）東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センターにて作成（令和4年4月）

個人情報保護法の一部の改正する法律（令和二年法律第四十四号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の令和4年4月1日施行に伴い、条文の番号を修正。P.29の（厚生労働省〈H30〉p42～43より）の条文番号についても上記参考に読み替え。《令和4年5月差替え》